

令和6年9月定例

四万十町教育委員会

会議資料

日 時：令和6年9月3日（火）午前9時00分

場 所： 四万十町役場本庁東庁舎 町民活動支援室

会 議 次 第

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

- ① 議案第1号 令和5年度四万十町教育委員会の行政の執行状況の点検・評価について
- ② 議案第2号 第2期四万十町教育振興基本計画について
- ③ 議案第3号 令和6年度教育委員会関係予算案（9月補正）について

5 協議事項

6 報告事項

7 その他

- ① 令和6年度全国学力・学習状況調査の結果について
- ② 保育所訪問について
- ③ 今後の日程について

教 育 長	山脇 光章
委 員	横山 順一、 谷口 和史、 野中 裕子、 西谷 史
事 務 局	浜田 章克、 今西 浩一、 長森 伸一、 真城 和也

議案第 1 号

令和 5 年度四万十町教育委員会の行政の執行状況の点検・評価について

地方教育行政の組織と運営に関する法律第 26 条の規定に基づき、令和 5 年度の四万十町教育委員会の行政の執行状況の点検・評価を、別添「四万十町教育委員会の自己点検・自己評価報告書」のとおり行うことについて、委員会の意見を求める。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律〔昭和 31 年法律第 162 号【抜粋】

（事務の委任等）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

議案第 2 号

第 2 期四万十町教育振興基本計画について

教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき、第 2 期四万十町教育振興基本計画を別添のとおり策定することについて、委員会の意見を求める。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

参 考

教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）【抜粋】

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）【抜粋】

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

議案第 3 号

令和 6 年度教育委員会関係予算案（9 月補正）について

令和 6 年度教育委員会関係予算案（9 月補正）について、別添のとおり調整したので、委員会の意見を求める。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章